

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
新中央診療棟整備事業に係る
第2回マーケットサウンディング（市場対話）実施要領

2020年8月
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

目 次

1 はじめに	2
2 本事業の概要等	2
(1) マーケットサウンディングの対象となる事業	
(2) マーケットサウンディングの対象となる業務範囲	
(3) これまでの経緯	
3 手続き等	3
(1) 対話への参加要件	
(2) マーケットサウンディングのスケジュール	
(3) 担当所属	
(4) 実施要領等配布	
(5) 参加申込書等に関する事項	
(6) 意見書の提出	
4 対話の進め方等	5
(1) 日時・場所（予定）	
(2) 対象者	
(3) 出席人数	
(4) 対話項目	
(5) 実施方法	
5 留意事項	6
(1) 参加に関する取り扱い及び費用	
(2) 対話実施結果の公表	
(3) 守秘義務	

1 はじめに

岐阜県立多治見病院は、岐阜県東濃・可茂地域における基幹病院として救急医療、災害医療、周産期医療及び医療連携等の拠点機能を担い、主に高度急性期・急性期を対象とする医療を提供しています。

しかしながら、現在の中央診療棟及び東病棟救急関連部門が老朽化・狭隘化しており、現状のままでは、外来診療のみならず、高度急性期医療、周産期医療及び災害医療等の対応が困難であり、十分な役割・機能を発揮できなくなりつつあります。また、県において策定された地域医療構想(ビジョン)では、医療機能の分化・連携を推進することとされており、当院には、東濃医療圏の高度急性期及び急性期の医療機能を拡充することが求められています。このような状況の中、2016年8月に策定した新中央診療棟整備基本構想での「新中央診療棟整備の基本的な考え方」を踏まえて、新中央診療棟整備及び東病棟改修を推進し、医療機能の強化及び施設機能の拡充を図りたいと考えております。

こうした中、本事業の円滑な推進を目的に、マーケットサウンディング（市場対話：民間事業者等の皆様との「対話」による意見招請）を2019年11月に実施しました。しかし、その後新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）の流行により全国的に建設工事の休止や遅延などが多発していることから、今後の状況（コロナ禍による工事費及び工期等に対する影響）を見極めるために、第2回目のマーケットサウンディングを実施します。

この「対話」を通じて、民間事業者等の皆様と当院との間で、本事業について相互理解が図られ、コロナ禍においても民間事業者等の皆様が本事業へ参加しやすい公募条件等を整理することを目指しています。

2 本事業の概要等

(1) マーケットサウンディングの対象となる事業

①事業名称

岐阜県立多治見病院新中央診療棟整備事業

②敷地の場所

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町 5丁目 161番地

③敷地面積

38,848 m²

④延床面積

新中央診療棟 22,999.47 m²（バリアフリー法特例を含めた容積対象面積）

⑤新中央診療棟開設

2023年10月（予定）

⑥事業方式

施工分離発注方式（予定）

(2) マーケットサウンディングの対象となる業務範囲

- ・新中央診療棟建設工事及びその発注手続き
(建築工事(昇降機設備工事・外構工事を含む。)、電気設備工事、機械設備工事)
- ・新中央診療棟建設工事に伴う近隣対策業務
- ・新中央診療棟建設工事に伴う各種許認可申請、行政手続き業務

(3) これまでの経緯

①基本計画

施設の老朽化・狭隘化が進む当院について、これからも県民の皆様にご高度で良質な医療を提供し続けるため、目指すべき地域基幹病院としての機能や具体的な整備方針等をまとめた「新中央診療棟整備基本計画」を2017年2月に策定しました。

②基本設計

2018年6月に基本設計が完了しました。

③実施設計

2019年8月に実施設計業務が完了し、同年9月にコンストラクション・マネジメント(CM)業務を株式会社プラスPM(以下「CM会社」といいます。)に委託しました。

④マーケットサウンディング

2019年11月マーケットサウンディング(第1回)を実施しました。

⑤新中央診療等建設工事発注の基本方針

2020年3月に新中央診療等建設工事発注の基本方針を公表しました。その後、コロナの流行を受け、2020年5月に基本方針を変更しました。

3 手続き等

(1) 対話への参加要件

事業者の参加要件は、次のとおりとします。

- ①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事業、電気工事業、又は管工事業の許可を有する者。
- ②岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③平成16年(2004年)10月1日以降に、一般病床が200床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を元請け(JVの構成員であれば可)として完了した、又は完了予定の実績がある者。但し、増築の場合は、増築部分に診療棟を含むものに限り、ます。
- ④次に該当しない者
 - ・地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程第8条の規定に該当する者。
 - ・手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
 - ・経営不振の状態(会社更生法第17条第1項に基づき厚生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等)にある者。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者。

(2) マーケットサウンディングのスケジュール

マーケットサウンディングのスケジュールは次のとおりです。

2020年8月20日（木）	公告、実施要領等配布
2020年8月31日（月）	参加申込書提出期限
2020年9月4日（金）	参加資格の確認通知
2020年9月15日（火）	意見書の提出期限（提出は任意）
参加者の状況により開催日、開催時間を各自通知いたします。 2020年9月25日～9月30日予定	対話

(3) 担当所属

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町 5丁目 161番地
 地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院 事務局 新棟準備室
 TEL 0572-22-5311 FAX 0572-25-1246
 電子メールアドレス：info@tajimi-hospital.jp

(4) 実施要領等配布

- ①配布日時：2020年8月20日（木）から
- ②配布場所：当院のホームページより、ダウンロードしてください。感染防止対策のため、直接配布は行いません。
- ③配布書類：配布書類については次のとおりです。

書類名	
実施要領	1式
様式集	1式
守秘義務に関する誓約書	1式

(5) 参加申込書等に関する事項

- ①参加申込書等の作成要領
参加申込書等の様式は、様式1-1、1-2、1-3及び守秘義務に関する誓約書です。
- ②参加申込書等の作成および記載上の留意事項
参加申込者の要件等については、「3(1)対話への参加要件③」に該当する施工実績等を記載してください。なお、記載した施工実績については、工事内容が確認できる契約書の写し等を添付してください。

ただし、2019年11月に実施したマーケットサウンディング（第1回）の参加者は、様式1-2（施工実績調書）の提出は必要ありません。

③提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：2020年8月31日（月）午後5時まで（必着）

提出場所：担当所属に同じ。

提出部数：書面を1部作成し、提出してください。なお、全ての書類はPDFデータも作成し、CD-R等で提出してください。

提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限ります。

感染防止対策のため、持参は不可とします。

④参加資格の確認通知

参加資格の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、参加資格を認定します。なお、確認の結果は、2020年9月4日（金）に書面により通知します。

⑤その他

参加申込みが多数の場合には、参加申込書等に記載いただく「3(1)対話への参加要件③」に該当する施工実績数が多い順に対話参加者数を限定させていただくこともあります。あらかじめご了解ください。

(6) 意見書の提出

①意見書の提出

意見書の提出は任意とします。意見書の提出がなくても本対話への参加は可能です。

②意見書の作成要領

意見書の様式は、様式2に示すとおりとします。

③提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：2020年9月15日（火）午後5時まで（必着）

提出場所：担当所属に同じ。

提出部数：書面を1部作成し、提出してください。なお、全ての書類はPDFデータも作成し、CD-R等で提出してください。

提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限ります。

感染防止対策のため、持参は不可とします。

4 対話の進め方等

(1) 日時・場所（予定）

対話は、2020年9月25日（金）～9月30日（水）の間、所要時間として30分から1時間程度を予定しています。場所は、当院の会議室で行う予定です。日時及び場所の詳細については、9月8日（火）を目途に、対話参加者に書面にて通知いたします。

(2) 対象者

次の者を対象に、対話参加者ごとに実施します。

①総合建設会社

②電気設備工事会社

③機械設備工事会社

(3) 出席人数

出席人数は、3人までとします。感染防止対策のため、4人以上の出席は認めません。

(4) 対話項目

「対話」では、主に以下の項目・内容について、意見をお聞きします。

項目	内容
建設市場	<ul style="list-style-type: none">・コロナによる建築市場への影響について (全国について、東海地方について)・公共工事についての動向、民間工事についての動向について・昨今の材料費の動向について (例えば去年と比べて大きく値が動いたもの)・昨今の労務費の動向について
発注時期	<ul style="list-style-type: none">・取り組みしやすい発注時期について・コロナによる積算期間、JV組成期間への影響について
工事費	<ul style="list-style-type: none">・コロナによる材料費への影響について・コロナによる労務費への影響について・現場における感染防止対策による工事費への影響について
工期	<ul style="list-style-type: none">・コロナの影響による納期遅延について・現場における感染防止対策による工期への影響について
リスク	<ul style="list-style-type: none">・契約後にコロナによる工事中断・延長する場合の費用負担について・その他想定されるリスクについて
その他	<ul style="list-style-type: none">・発注内容、参加要件等について・その他

(5) 実施方法

本対話は、以下の流れに沿って進めます。

①CM会社担当者から対話の進め方についての説明

②対話参加者からの意見

「(4) 対話項目」に沿ってご説明ください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合は、「3(6) 意見書の提出」に沿って事前に提出いただくか、対話当日にご持参していただくことも可能です。

③当院、CM会社及び対話参加者による質疑応答

5 留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

①対話参加者に、本事業に係る公募への参加を義務づけるものではありません。

②本対話への参加実績は、今後予定されている本事業の施工者選定において、評価の対象となりません。

③参加申込書及び意見書の提出、並びに本対話への参加に要する費用は、参加を希望する事業者の負担となります。

(2) 対話実施結果の公表

①対話の実績については、公表いたしません。

②対話参加者の氏名や意見内容については、ノウハウ保護等の関係から、公表いたしません。

(3) 守秘義務

本対話に参加を希望する者には、守秘義務に関する誓約書を参加申込書と共に提出していただきます。

以 上